

熊本県公報

第11980号
平成23年2月1日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策総室) 2

公 告

- 保安林の皆伐限度面積の公表…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 3
- 県有財産の売却…………… (道路保全課) 3
- 県有財産の売却…………… (") 4

登 載 依 頼

- 平成22年度有明地域保健医療推進協議会の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会) 5
- 平成22年度第1回球磨地域保健医療推進協議会の開催…………… (球磨地域保健医療推進協議会) 5
- 平成22年度上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… (上益城地域保健医療推進協議会) 5
- 熊本県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の開催…………… (選挙管理委員会) 6
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 6
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 6
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 7
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 7
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 8
- 熊本県国土利用計画審議会の開催…………… (熊本県国土利用計画審議会) 8
- 平成22年度第2回熊本県保健医療推進協議会の開催…………… (熊本県保健医療推進協議会) 8
- アサリの採捕の制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 9

告 示

熊本県告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター虹の家下江津 熊本市下江津二丁目5番47号	株式会社セイリン	平成23年1月24日

熊本県告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター虹の家下江津	株式会社セイリン	平成23年1月24日

熊本市下江津二丁目5番47号

熊本県告示第107号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成23年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
峯苔医院	八代市坂本町坂本4139-1	平成23年1月21日から 平成26年1月20日まで
岡川病院	八代市通町8-9	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
健康保険八代総合病院	八代市松江城町2-26	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで

公 告

熊本県公告第51号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第1回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成23年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度）

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 （ヘクタール）	
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	775.46	
	菊池川土砂流出防備保安林	114.29	
	菊池川干害防備保安林	7.02	
	菊池川保健保安林	21.22	
	阿蘇地区水源かん養保安林	658.04	
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	34.85	
	阿蘇地区保健保安林	20.90	
	小国地区水源かん養保安林	99.56	
	小国地区土砂流出防備保安林	17.66	
	大野川水源かん養保安林	75.25	
	大野川土砂流出防備保安林	13.78	
	緑川水源かん養保安林	804.64	
	緑川土砂流出防備保安林	108.52	
	緑川干害防備保安林	1.88	
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	25.26	
五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7.59		
宇城地区水源かん養保安林 宇城地区土砂流出防備保安林	宇城地区水源かん養保安林	208.61	
	宇城地区土砂流出防備保安林	12.19	
	球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1,157.13
		氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	26.83
		氷川五家荘地区保健保安林	3.44
		城南地区水源かん養保安林	401.68
		城南地区土砂流出防備保安林	94.63
球磨地区水源かん養保安林		4,210.36	
球磨地区土砂流出防備保安林		527.84	

	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	359.03
	天草地区土砂流出防備保安林	131.54
	天草地区保健保安林	62.10

熊本県公告第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇土市役所に掲示する。

平成23年2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 所在の不分明な者の氏名
牛島 進、津田 彦市、宮本 仁太郎、山田 虎壽、西口 一男、寺本 孝義、松村 鶴雄、川嶋 サト、福田 茂、中牧 ハツエ、米光 孝太郎、藤川 一喜、川口 貞雄、松下 豊、分造 サツキ、薛 逸美、小森 時義
- 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年11月19日付け熊本県告示第1044号による。

熊本県公告第53号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 物件の表示
所在 八代市海士江町字矢野3327番6
地目 公衆用道路
地積 55.60平方メートル
最低売却価格 366,960円
- 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路保全課 096-333-2495
- 入札期日及び場所
平成23年3月2日（水）午後1時
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県行政棟本館11階 1101会議室
- 開札期日 入札終了後即時
- 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成23年2月15日（火）午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路保全課
- 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 契約締結期限

平成23年3月16日（水）午後5時

- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県土木部道路保全課（電話096-333-2495）

熊本県公告第54号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 葦北郡芦北町大字宮崎字榎谷670番5
地目 山林
地積 1,039.15平方メートル
最低売却価格 37,409円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路保全課 096-333-2495
- 4 入札期日及び場所
平成23年3月3日（木）午後1時
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県行政棟本館11階 1101会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成23年2月15日（火）午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路保全課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成23年3月17日（木）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県土木部道路保全課（電話096-333-2495）

登載依頼**有明地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成22年度有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年2月1日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成23年2月9日（水） 午後1時30分から
- 2 場所
熊本県玉名地域振興局 4階大会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会開催報告
(2) 第5次有明地域保健医療計画について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
玉名市岩崎1004-1
有明地域保健医療推進協議会事務局
(有明保健所総務企画課内)
(電話0968-72-2184)

球磨地域保健医療推進協議会公告第1号

平成22年度第1回球磨地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年2月1日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成23年2月15日（火） 午後2時から午後3時30分まで
- 2 場所
熊本県球磨地域振興局 会議棟2階大会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会の報告
(2) 第5次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局
(人吉保健所総務企画課)
(電話0966-22-3107)

上益城地域保健医療推進協議会公告第2号

平成22年度上益城地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年2月1日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成23年2月17日（木） 午後2時30分から午後4時まで
- 2 場所
熊本県上益城地域振興局 3階大会議室
- 3 議題

- (1) 平成 22 年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）の報告について
- (2) 第 5 次上益城地域保健医療計画について
 - ア 進捗状況
 - イ 各課の重要課題
- (3) 意見交換
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員 10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 - 上益城郡御船町辺田見 400 番地
 - 上益城地域保健医療推進協議会事務局
 - （御船保健所総務企画課内）
 - （電話 096-282-0016）

熊本県選挙管理委員会公告第 1 号

熊本県議会議員一般選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。
平成 23 年 2 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 日 時 平成 23 年 3 月 9 日（水）午後 2 時から
- 2 場 所 熊本県庁本館地下大会議室
- 3 問い合わせ先
 - 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）
 - （電話 096-333-2104）

熊本県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 23 年 2 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第三十八支部	柴垣 正仁	田川 雅敏	熊本県熊本市帯山 5 丁目 15-29
その他の政治団体	石崎勇三後援会	石崎 信雄	石崎 久美子	熊本県荒尾市高浜 613 番地 1 (株)石崎商店内
その他の政治団体	大塚則男後援会	岡本 芳一	嶋田 勝弘	熊本県人吉市合ノ原町 315
その他の政治団体	吉瀬浩一郎後援会	吉瀬 育子	吉瀬 みさと	熊本県球磨郡多良木町黒肥地 1544-10
その他の政治団体	くまもとの未来を考える会(福永洋一後援会)	福永 洋一	坂本 昭	熊本県熊本市武蔵ヶ丘 6 丁目 3-30
その他の政治団体	田口憲雄後援会	杉本 肇	谷口 明弘	熊本県水俣市汐見町 1 丁目 4-22
その他の政治団体	田崎みのる後援会	田崎 みのる	福田 真光	熊本県天草郡苓北町白木屋 193 番地 1
その他の政治団体	田上たつや後援会	田上 辰也	山川 李好子	熊本県熊本市花立 5 丁目 1 番 39 号
その他の政治団体	西岡誠也と住みよいまちをつくる会	西岡 誠也	濱近 真行	熊本県熊本市御幸笹田 2 丁目 20-20
その他の政治団体	福田けんじ後援会	佐藤 逸雄	大森 隆盛	熊本県上益城郡甲佐町上早川 1445-1
その他の政治団体	松野明美後援会	前田 敬治	今井 祐介	熊本県熊本市植木町投刀塚 101
その他の政治団体	宮本修治後援会	大隈 敏正	荒尾 泰友	熊本県上益城郡甲佐町早川 88
その他の政治団体	森元秀一後援会	森元 秀一	松田 龍吉	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 4846-13

熊本県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 23 年 2 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員	みんなの党熊本第2区支部	政治団体の名称	みんなの党熊本第2区支部	みんなの党参議院熊本第1支部
		公職の種類	衆議院議員	参議院議員
政党の支部	自由民主党八代地域支部	代表者の氏名	猿渡 光次	中村 博生
その他の政治団体	秋吉やすひこ後援会	会計責任者の氏名	秋吉 久	高植 卓磨
その他の政治団体	熊本県農村振興政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市椿原町650	熊本県熊本市保田窪5丁目10-58
その他の政治団体	熊本県民主教育政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県合志市野々畠5172-1	熊本県熊本市九品寺1-11-4
		代表者の氏名	東 祇代	杉田 正幸
		会計責任者の氏名	松田 道雄	東 祇代
その他の政治団体	幸山政史後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市貫町378-1	熊本県熊本市飛田2丁目12-30
その他の政治団体	杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市築籠町141-1-202	熊本県天草市志柿町野添3390-12
その他の政治団体	たじま章二後援会	政治団体の名称	たじま章二後援会	田嶋章二後援会
		主たる事務所の所在地	熊本県天草郡苓北町志岐字宮口191-6	熊本県天草郡苓北町富岡2684番地1
その他の政治団体	田中信孝後援会	主たる事務所の所在地	熊本県人吉市駒井田町1057	熊本県人吉市灰久保町19-6
その他の政治団体	橋口海平後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市湖東3-200	熊本県熊本市出水7-56-25
その他の政治団体	福田恵介後援会	会計責任者の氏名	福田 五月	大木 稔
その他の政治団体	松村しゅういつ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市飛田2丁目12番30号	熊本県熊本市高平3丁目13番35号松村ビル1F
その他の政治団体	山本ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市帯山6丁目7番120号	熊本県熊本市下通1丁目10番28号極原ビル3F

熊本県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年2月1日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	民主党熊本参議院選挙区第1総支部	本田 浩一	藤原 芳文	熊本県熊本市桜町2番21号マーカーズ桜町2階
その他の政治団体	秋吉やすひこ後援会	辻 道弘	秋吉 久	熊本県八代市旭中央通り9番4号
その他の政治団体	北畑常博後援会	松下 哲三	北村 武久	熊本県上益城郡甲佐町大字下横田1530番地
その他の政治団体	田崎みのる後援会	田中 清光	福田 真光	熊本県天草郡苓北町白木尾193番地1
その他の政治団体	福嶋達期後援会	村上 均	鹿子木 勝	熊本県八代市鏡町貝洲156
その他の政治団体	ふるさと益城町を育てる会	村上 徹	吉村 静代	熊本県上益城郡益城町広崎513-1

熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年2月1日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
西岡 誠也	市議会議員	西岡誠也と住みよいまちをつくる会	熊本県熊本市御幸笹田2丁目20-20	西岡 誠也
福永 洋一	市議会議員	くまもとの未来を考える会(福永洋一後援会)	熊本県熊本市武蔵ヶ丘6丁目3-30	福永 洋一
森元 秀一	市議会議員	森元秀一後援会	熊本県阿蘇市一の宮町宮地4846-13	森元 秀一

熊本県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年2月1日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
杉田 正幸	杉田まさゆきと共にくらしと政治を箱ぶ会	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市築籠町141-1-202	熊本県天草市志柿町野添3390-12
松村 秀逸	松村しゅういつ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市飛田2丁目12番30号	熊本県熊本市高平3丁目13番35号松村ビル1F
山本 浩之	山本ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市帯山6丁目7番120号	熊本県熊本市下通1丁目10番28号栞原ビル3F

熊本県国土利用計画審議会公告第1号

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成23年2月1日

熊本県国土利用計画審議会 会長 鈴木 康夫

- 開催日時
平成23年2月10日（木）午前10時30分から正午（予定）まで
- 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更（案）について
(2) その他
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
(熊本県企画振興部地域振興課土地利用対策班内)
(電話番号096-333-2170)

熊本県保健医療推進協議会公告第2号

平成22年度第2回熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成23年2月1日

熊本県保健医療推進協議会長

- 開催日時
平成23年2月8日（火）午後2時30分から（2時間程度）
- 場所
熊本県庁本館10階 1002会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 議題
(1) 第5次熊本県保健医療計画の進捗状況について
(2) 第6次熊本県保健医療計画の策定について
(3) 熊本県へり搬送体制専門委員会について
(4) 地域医療再生臨時特例交付金について
(5) 傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準の策定について
(6) 第2次熊本県食育推進計画の策定状況について
(7) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
(電話 096-333-2193)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 1 4 3 号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成 2 3 年 2 月 1 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

- 1 指示の内容
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅 1 2 ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成 2 3 年 2 月 2 0 日から平成 2 4 年 2 月 2 9 日までとする。